

消地協第12号
令和2年1月24日

各都道府県及び管内市区町村等
消費者行政担当課長 殿

消費者庁地方協力課長
(公印省略)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
消費生活相談員の任用及び処遇改善に必要な財源の確保について

平素より、消費者行政の推進に多大なる御尽力をいただき、ありがとうございます。

令和2年4月から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）により、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、併せて、会計年度任用職員に対する期末手当等の支給が可能とされました。これにより、新たに会計年度任用職員として任用される消費生活相談員の処遇改善につながることを期待されている一方、地方公共団体の財政上の制約により、消費生活相談員数の削減や基本給の引下げ等による実質的な処遇の低下等につながる可能性が指摘されているところです。

会計年度任用職員制度の施行に伴う財政措置については政府の予算編成過程において検討されてきたところですが、昨年12月20日に公表された令和2年度地方財政対策においては、会計年度任用職員に対する期末手当の支給等に係る経費を地方歳出の一般行政経費（単独）に計上し、必要となる一般財源を確保することとされたところです（別添1）。つきましては、消費生活相談員を含む非常勤職員について、適正な任用・勤務条件を確保するという改正法の趣旨や、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める均衡の原則などの給与決定原則を踏まえ、消費生活相談員の任用及び処遇改善に必要な財源の確保に努めていただきますようお願いいたします。

なお、令和2年度の地方消費者行政強化交付金（推進事業）の対象経費として、消費生活相談員に支給する期末手当等も含める予定としておりますが、推進事業の活用期間には一定の制限があることや、上記のとおり地方財政措置がなされたこと等を踏まえ、適切に御対応いただくようお願いいたします。

消費者庁としては、先に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う消費生活相談員の任用について（平成30年6月27日付消教地第315号）」（別添2）で通知したとおり、改正法の下でも引き続き消費生活相談員のいわゆる「雇止め」解消、専門性の確保・向上、専門的知識・技術・経験を鑑みた任用及び処遇改善を図っていくことが重要と考えておりますので、各地方公共団体におかれましては、その実現に向けて、着実に取組を進めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、本通知の内容について、管内の市区町村に対しても速やかに周知いただき、引き続き、消費生活相談員の専門的知識、技術、経験を鑑みた任用及び処遇改善が実施され、都道府県内どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる体制の確立に御尽力いただきますようお願いいたします。

令和2年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局
令和元年12月20日

I 令和2年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	90兆7,400億円程度	(①89兆5,930億円、+1兆1,500億円程度、+1.3%程度)
② 地方一般歳出	75兆8,500億円程度	(①74兆1,159億円、+1兆7,300億円程度、+2.3%程度)
③ 一般財源総額	63兆4,318億円	(①62兆7,072億円、+7,246億円、+1.2%)
・水準超経費を除く		
交付団体ベース	61兆7,518億円	(①60兆6,772億円、+1兆746億円、+1.8%)
④ 地方交付税の総額	16兆5,882億円	(①16兆1,809億円、+4,073億円、+2.5%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	43兆5,452億円	(①42兆8,756億円、+6,696億円、+1.6%)
⑥ 地方特例交付金	2,007億円	(①4,340億円、▲2,333億円、▲53.8%)
⑦ 臨時財政対策債	3兆1,398億円	(①3兆2,568億円、▲1,171億円、▲3.6%)
⑧ 財源不足額	4兆5,285億円	(①4兆4,101億円、+1,183億円、+2.7%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

① 震災復興特別交付税	3,742億円	(①4,049億円、▲307億円、▲7.6%)
② 規模	9,000億円程度	(①1兆987億円、▲2,000億円程度、▲18.1%程度)

(2) 全国防災事業

規模	1,092億円	(①1,058億円、+34億円、+3.2%)
----	---------	------------------------

9 技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化

都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して地方財政措置を講ずる

10 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策や防災インフラの整備の推進のため、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の対象事業を拡充

11 会計年度任用職員制度の施行への対応

会計年度任用職員制度が令和2年度から施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費について一般行政経費（単独）等に計上

- | | |
|--------------|----------|
| ・ 一般行政経費（単独） | 1,690 億円 |
| ・ 公営企業繰出金 | 48 億円 |

12 次世代型行政サービスの推進

Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の全国的な整備及び高度化を推進するため地方財政措置を拡充するとともに、条件不利地域において地域課題の解決等を図るため、5G等の先端的な情報通信技術の導入に要する経費に対して地方財政措置を講ずる

13 地域医療の確保

地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営条件の厳しい地域における二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院について、その機能を維持するための繰出しに対して地方財政措置を講ずるとともに、周産期医療・小児医療など、特に公立病院が役割を果たすことが期待される分野について、地方財政措置を拡充

消教地第 315 号

平成 30 年 6 月 27 日

各都道府県消費者行政担当課 御中

消費者庁消費者教育・地方協力課
(公印省略)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
消費生活相談員の任用について

平素より、消費者行政の推進に多大なるご尽力をいただき、ありがとうございます。

平成 32 年 4 月から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）により、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、併せて、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が可能とされました。

消費生活相談員の任用形態に関しては、現在、多くの地方公共団体において、特別職非常勤職員又は一般職非常勤職員となっています。改正法により、特別職非常勤職員又は一般職非常勤職員として任用されている消費生活相談員は、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に移行することになります。

会計年度任用職員はその任期を一会計年度内としておりますが、平等取扱いの原則や成績主義の下、同一の者が客観的な能力の実証を経て再度任用されることはあり得るものです。消費生活相談員についても、専門的知識、技術、経験を有している場合など、客観的な能力実証に基づき当該職に従事する十分な能力を持った者を再度任用することは可能であることを総務省とも認識を共有しております。

消費生活相談員は、高い専門性の発揮によって、消費生活の現場を支える役割を担っており、その専門性につき適正な評価がなされ、その評価等に基づき客観的な能力実証を経て、研修や日々の相談業務から得られる知識の積み重ねにより研さんを積んだ者の任用が行われることは、より質の高い消費生活相談を実現し、消費者の安全・安心が確保されることにも資するものです。

また、任用回数に一律に制限を設けることなく専門性に配慮した任用と処遇をお願いすることは改正法の下でも変わりません。引き続きいわゆる「雇止

め」解消にご協力をお願いいたします。

各地方公共団体におかれましては教育研修体制を強化していただき、消費生活相談員の方々には、引き続き、研修への積極的な参加により、その専門性の確保、向上に努めていただきますようお願いいたします。

なお、平成26年に改正されました消費者安全法（平成28年4月1日施行）では、消費生活相談員を「職」として法定し、消費生活相談員試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者と定めております。

各地方公共団体におかれましては、引き続き、消費生活相談員の専門的知識、技術、経験を鑑みた任用及び処遇改善をご検討頂ければと存じます。

各都道府県におかれましては、管内の市区町村に対しても速やかに周知いただくとともに、消費生活相談員の専門的知識、技術、経験を鑑みた任用及び処遇改善が実施され、都道府県内どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる体制の確立に御尽力をお願いいたします。